

女性の活躍推進等職場環境整備助成金 よくあるご質問

【共通】

Q1: 助成金を利用したいが、対象は女性だけか。

A1: 女性の活躍推進事業については、女性のみが対象となる。多様な勤務形態の実現事業については、男女問わず対象になる。

【女性の活躍推進事業】

Q2: 社屋の新築工事に伴い、女性の採用拡大に向けて女性用トイレ・仮眠室等の整備を考えているが、費用は対象になるか？

A2: 建物そのものが新築工事の場合は、助成対象経費を他の事業に要した経費と明確に区分できないので、対象外となる。ただし、既存の建物にトイレを増設する等、助成対象の工事のみを行う場合は対象になる。

Q3: 工事費用で、既存施設の撤去費、処分費は対象になるか？

A3: あくまでも新規に設置するものが対象になるので、既存施設の撤去費、処分費等は対象外である。

Q4: 別表2-1 助成対象経費一覧表の「女性の活躍推進事業」欄にある、「等」とは何を指すのか。

A4: 別表2-1に掲げてあるトイレ、ロッカー等の項目は必須項目であり、それらのいずれかを実施すれば、それに付随する洗面所等の施設整備費用を対象とすることができる。その際、細かい雑貨等は助成対象外とする。

【多様な勤務形態の実現事業】

Q5: 在宅勤務等を導入する場合、それらを就業規則に盛り込むための経費は対象になるか。

A5: 就業規則の策定経費は対象外である。あくまでも就業規則には必要な規定が盛り込まれている前提下で、その実現に必要な環境構築からが対象になる。

Q6: 在宅勤務などのテレワークを導入する場合に、就業規則に規定しておく必要があるのはどういうことか？

A6: 厚生労働省「「自宅でのテレワーク」という働き方」(Q4及びA4参照)によると、例えば最低限、次のようなことを就業規則で定めることが必要である。

- ・人事異動として在宅勤務を命じることに関する規定
- ・在宅勤務用の労働時間を設ける場合、その労働時間に関する規定
- ・通信費などを特別に支払うのであれば、その支払いに関する規定

Q7: 本社は都内であるが、他県に在住している本社社員が在宅勤務をする場合、その在宅勤務のための環境構築は対象になるか。

A7: あくまでも都内で働く労働者が対象なので、その他県在住社員の所属が都内の本社（又は事業所）であることが前提であり、その確認が取れば、隣接県に限って他県の自宅と本社（又は事業所）間の環境構築を対象とする。

Q8: テレワークを導入する場合、どれくらいの頻度でテレワークを行う必要があるか。

A8: 月4回以上の実施が目安となる。なお、1回の勤務時間は、申請企業の就業規則等により判断する。なお、使用状況は、勤怠簿、機器貸与簿、在宅勤務申請書、ログイン履歴等で判断する。

お問い合わせ先

(公財) 東京しごと財団雇用環境整備課

電話番号：03-5211-2397